

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回朝霞市新型インフルエンザ等対策本部会議	
開 催 日 時	令和2年4月22日（水）	午後2時00分から 午後2時30分まで
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	富岡市長、關野副市長、三好教育長、荻野消防署長、神田市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監、田中会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長 （事務局）＜健康づくり課＞坂田課長補佐、磯部主任 （危機管理室）田畑副審議監、又賀室長 （シティ・プロモーション課）星加課長、比留間広報係長 （政策企画課）永里課長、櫻井課長補佐	
会 議 内 容	（1） 緊急事態宣言後の対応について （2） GW中の対応について （3） 緊急事態宣言延長時の対応について （2） その他	
会 議 資 料	・第3回朝霞市新型インフルエンザ等対策本部会議次第	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法		
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		

1 開 会 (司会) 坂田課長補佐
第3回朝霞市新型インフルエンザ等対策本部会議を行うことを報告。

2 議 題 富岡市長が本部長となり、議事進行を行った。

(1) 緊急事態宣言後、GW中、緊急事態宣言延長時の対応について各部から報告

(消防)

- ・緊急事態宣言後の対応については、活動課の職員は通常勤務。事務職については副所長以下2班体制で土日含めたローテーション勤務。
- ・GW中の対応については、活動課は通常どおり、事務職については、不測の事態が発生した場合には速やかに出勤。
- ・延長時の対応については、引き続きローテーションで2班体制。28日の消防本部の対策会議で今後の対応を決める。

(市長公室)

- ・緊急事態宣言後の対応については、ローテーション勤務。会議室の活用、執務室のレイアウト変更を実施。また、給付金のプロジェクトチームを設置。
- ・GW中は、HPに緊急に掲載すべき事項に対応する。また、政府の対応に併せて広報等が至急対応できる体制を整える。
- ・延長時の対応については、現状の体制を維持する。

(総務部)

- ・緊急事態宣言後の対応については、休所中の公共施設の駐車場を利用した自家用車での通勤(80名)、ローテーション勤務(38部署中31部署。本日の出勤率は53.1%)、会議室等での分散勤務(7%)。窓口等に設置するビニールカーテンを購入し、希望する課に配布。
次亜塩素酸水の加湿器を購入し、窓口業務を行っている課を中心に配布。国の給付金への対応を含めて補正予算の準備を進めている。
- ・GW中の対応については、現在、女性センターで相談業務のみ行っているが、継続して実施。
- ・延長時の対応については、自家用車での通勤やローテーション勤務、分散勤務の継続。

(市民環境部)

- ・緊急事態宣言後の対応については、分散勤務、ローテーション勤務での対応。また、今月20日から内間木支所、駅前出張所を休止し、総合窓口課で業務を継続するための分散勤務、ローテーション勤務を一括して実施。
- ・GW中の対応については、各課当番を決めて警備員室との連携がすぐにとれるように対応。
- ・延長時の対応については、繁忙期を過ぎた5月11日に朝霞台出張所を閉鎖し、総合窓口課で勤務とする。

(福祉部)

- ・緊急事態宣言後の対応については、2班体制のローテーション勤務を全課で実施。所管施

設については福祉サービスを提供している朝光苑等6施設は開所。老人福祉センター等9施設は休所を継続。

- ・GW中の対応については、5月4日～6日の3日間、生活困窮に関する臨時の相談窓口を開設。
- ・延長時の対応については、職員体制は現行と同様。所管施設についても現行と同様の予定だが、福祉サービス系の開所施設については、利用自粛を呼びかける。

(都市建設部)

- ・緊急事態宣言後の対応については、部内全課ローテーション勤務。都市建設部では現場対応もあるため、必要な人数を青葉台公園管理事務所に配置し、現場対応を行う。シンボルロード、ポケットパーク、駅前広場等では密集を避けるためポスター等の掲示。また、公園や児童遊園地では密集を避けるためのポスター、声掛け、チラシ配布、ホームページでの周知等を実施。
- ・GW中の対応については、ボール遊びができる公園については、閉鎖するかどうか今週中に結論をだす予定。また、人が多く集まる複合遊具についても使用禁止の措置を検討している。公園を閉鎖する場合は記者発表する予定。連休中については都市建設部職員の巡回による声掛け啓発やチラシの配布を実施予定。
- ・延長時の対応については、引き続き啓発活動を実施。

(危機管理室)

- ・緊急事態宣言後の対応については、2班のローテーション勤務を実施。1班については防災倉庫の整理を実施。
- ・GW中の対応については、災害が発生した際にすぐ対応できるような体制をとっている。
- ・延長時の対応については、同様に2班体制、災害が発生した際の避難所の感染症対策を検討している。物品の準備と隔離する部屋の調整や看護師の手配等について調整している。

(こども・健康部)

- ・緊急事態宣言後の対応については、保育園、放課後児童クラブは開所しているが、自粛要請を設けており、現在、2割から3割の登園状況。
職員体制は在宅勤務を含む2班体制。できない部署については会議室に分散しての勤務を実施。保育園についても、ローテーション勤務を実施。
- ・GW中の対応については、保育園児で発症した場合等、緊急時には2班体制を維持したまま出勤する職員を決めて対応。
- ・延長時の対応については、職員体制は現状維持。施設については、児童館、子育て支援センターは引き続き閉鎖。保育園と放課後児童クラブについては現在、自粛の要請をしているが、今後、延長された場合は原則休園とし、どうしても保育が必要な方については受け入れるという体制に切り替える。

(出納室)

- ・緊急事態宣言後の対応については、職員体制は分散勤務。
- ・GW中、延長時の対応については、引き続き分散勤務。なお、GW中に何かあった際には職員体制を整える。

(上下水道部)

- ・緊急事態宣言後の対応については、在宅勤務を含む2班体制。ビニールカーテンを窓口に設置。職員間の机の間隔の確保を実施。
- ・GW中の対応については、緊急時に日にちごとに対応する班を定めて対応。
- ・延長時の対応については、2班体制を継続。

(議会事務局)

- ・緊急事態宣言後の対応については、2班体制の1日ごとの交代勤務を実施。
- ・GW中の対応については、議員への緊急連絡をできるよう体制を整える。
- ・延長時の対応については、現状と同様交代勤務。

(学校教育部)

- ・緊急事態宣言後の対応については、交代勤務で対応。学校については現在も臨時休業している。入学式については、中学校は5月7日午後、小学校は5月8日の午後に延期。5月7日からの学校の再開で対応しているところだが、学校給食は最初の週はとりやめ半日登校とする。4月8日～10日の学年別に分散登校を設定し、教科書等配布。学習支援は各学校で課題のプリント配布、学校配信メールシステムを利用して課題等提出。動画配信教育を実施している学校もある。

教育職員については在宅勤務を実施。

- ・GW中の対応については、部活動の中止は継続。
- ・延長時の対応については、臨時休業の延長が見込まれる。

(生涯学習部)

- ・緊急事態宣言後の対応については、図書館、公民館等25施設を引き続き休所するとともに事業を中止、延期。職員体制については、2班体制で1日ごとの出勤。
- ・GW中、延長時の対応については、現状と同様。

(選挙管理委員会事務局・監査委員事務局)

- ・緊急事態宣言後の対応については2班体制のローテーション勤務を実施。
- ・GW中の対応については、緊急時に対応できる体制をとる。
- ・延長時の対応については、現状と同様2班体制のローテーション勤務を実施。

(2) その他

3 閉 会